

公立大学法人神戸市外国語大学組織規程

2007年4月1日  
規程第1号

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 意思決定機関（第2条）
- 第3章 役員及び職員（第3条～第11条）
- 第4章 理事長選考会議（第12条）
- 第5章 審議機関（第13条・第14条）
- 第6章 委員会（第15条）
- 第7章 神戸市外国語大学（第16条）
- 第8章 神戸市外国語大学大学院（第17条）
- 第9章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 目的

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）の業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 意思決定機関

（理事会）

第2条 法人に、その運営等に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 役員及び職員

（役員及び職員）

第3条 法人に、職員及び次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 6人（常勤4人及び非常勤2人）
- (4) 監事 2人

2 第1項の職員は、事務職員、技術職員とする。

3 前項に定めるもののほか、法人に必要な職員を置くことができる。

4 第2項に規定する事務職員及び技術職員の職は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

5 第3項に規定する職員の職は、別に定める。

6 大学に公立大学法人神戸市外国語大学学則（以下「学則」という。）第1条の2第1項で定めるところにより職員を置き、第2項及び第3項に掲げる法人の職員をもって充てる。

（職員の職務）

第4条 学長及び教員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条に規定する職務に従事する。

2 事務職員は、庶務、会計等の職務に従事する。

3 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

4 第3条第3項に規定する職員の職務は、別に定める。

（理事長）

第5条 理事長は、法人の長として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）及び定款の定めるところにより、法人の業務を総理する。

2 理事長は、あらかじめ、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときにその職務を行う常勤理事（以下「理事長職務代行者」という。）の順序を定めておかなければならない。

3 理事長は、理事長職務代行者を定めようとするときは、第2条に規定する理事会の同意を得るものとする。

4 理事長候補者の選考に関し必要な事項は、第12条に規定する理事長・学長選考会議の議長が理事長。学長選考会議に諮って定める。

5 理事長の任期に関する事項は、第12条に規定する理事長・学長選考会議の議を経て、別に定める。

（副理事長）

第6条 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠員のときはその職務を行う。

（理事）

第7条 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときはその職務を行う。

2 理事の職務、任期等に関し必要な事項は、別に定める。

（監事）

第8条 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長に意見を提出することができる。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事監査に関する事項は、別に定める。

（役員付プロジェクトチーム等）

第9条 役員の意思決定を補佐するとともに、迅速かつ効率的に処理又は推進するため、役員の下に必要なに応じプロジェクトチーム又は職員を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

（内部監査室）

第10条 理事長の下に、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関し必要な事項は、別に定める。

（業務執行組織）

第11条 理事長の下に、法人業務を執行する組織として、事務局を置く。

2 学長の下に、大学業務を執行する組織として、学生支援部、教務部、外国学研究所を置く。

3 組織単位の管理組織図並びに当該各単位の呼称は、別表1（公立大学法人神戸市外国語大学組織図）に定めるとおりとする。

4 その他第1項の各組織に関し必要な事項については、別に定める。

第4章 理事長選考会議

（理事長・学長選考会議）

第12条 法人に、理事長・学長候補者の選考及び理事長・学長の任期、解任等に関する事項を審議する機関として、理事長・学長選考会議を置く。

2 理事長・学長選考会議の組織、議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項については、公立大学法人神戸市外国語大学定款及び理事長・学長選考会議規程の定めるところによる。

#### 第5章 審議機関

##### (経営協議会)

第13条 法人に、その経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

##### (教育研究評議会)

第14条 法人に、法人が設置する神戸市外国語大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 委員会

##### (委員会)

第15条 前条に定めるもののほか、法人に、その運営等に関し必要な組織（以下「運営組織」という。）として、委員会を置くことができる。

2 前項に規定する運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 神戸市外国語大学

##### (神戸市外国語大学)

第16条 神戸市外国語大学の目的、組織その他必要な事項については、学則の定めるところによる。

#### 第8章 神戸市外国語大学大学院

##### (神戸市外国語大学大学院)

第17条 神戸市外国語大学大学院の目的、組織その他必要な事項については、公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則の定めるところによる。

#### 第9章 雑則

##### (雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

##### 附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。